令和元年度第１回胎内市福祉有償運送運営協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と　き　　令和元年９月20日（金）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午前10時～11時

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ところ　　301会議室

１　開会あいさつ（高橋副市長）

　　現在、胎内市ではJR、タクシー、デマンドタクシーの交通機関はあるが、路線バスやコミュニティバスは無い。一人では移動ができない高齢者の移動手段として福祉有償運送を検討していただきたい。

２　福祉有償運送運営協議会長及び副会長の選任について

　　会長：高橋副市長　　副会長：社会福祉協議会　佐藤事務局長

３　福祉有償運送の必要性について（金子）

　　別紙資料（福祉有償運送の必要性について）のとおり

４　旅客から収受する対価及び運送の区域について（ふるさと奥山の荘斎藤委員）

　　別紙資料（特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規定）に沿って説明

５　福祉有償運送実施についての協議

1. 旅客から収受する対価について（新潟運輸支局近藤委員）

●個別輸送の実施であれば、説明・提示された金額で問題はないと思われるが、乗り合いでの運行で利用者一人一人から提示された金額を収受するとなると、タクシー料金とほぼ変わらない金額になる可能性がある。

福祉有償運送の基本は個別輸送。乗り合いで実施するのであれば、金額設定の再考が必要。

　↓

※金額と運送方法については再検討。ふるさと奥山の荘で決まり次第協議する。

なお、近藤委員からの助言により、書面協議にする予定。

1. 運転者の要件について（近藤委員）

　　●運営規定第８条の要件に「介護福祉士」の記載がない。

　　　　↓

　　※加える。現在のところ運転員は「国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること」「第二種運転免許を有している」のいずれかに該当し、運転員の要件を満たしている。

1. 旅客の範囲について①（近藤委員）

　　●対象は、事業対象者と要支援１・２認定者のみか。

　　　　↓

　　※その通りである。

（４）旅客の範囲について②（池田委員）

　　●対象者である要支援認定者はこれからも増加すると説明があったが、対応可能なのか。

　　　　↓

　　※すべての要支援認定者が対象とはならない。移動手段が確保されない人、買い物を必要とする人など対象は限られてくる。

1. （事務局より近藤委員に質問）付添人について

●付添人は添乗可能か。その時の料金はどうなるのか。

　　※付添人は旅客の範囲である。料金は対象者と同様に収受できる。

1. 福祉有償運送の実施についての意見（平川委員）

　　●現在、介助が必要な方もタクシーを利用しており、運転手はどうしたらよいか困ることがある。タクシー協会としても、ぜひ福祉有償運送を進めてもらいたいと思う。

福祉有償運送実施についての反対意見は無かったが、対価の再検討が必要であるため、後日書面協議とする。

６　その他

　　次回からは「地域公共交通会議」と同日実施としたい。

（閉会）